

川崎市サービス付き高齢者向け住宅に係る有料老人ホーム該当確認に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を行うにあたり必要となる有料老人ホーム該当確認に係る事務手続きの内容を定めることにより、円滑な事務の実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) サービス付き高齢者向け住宅

法第5条の規定により、登録されている住宅をいう。

(2) 有料老人ホーム

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホームの条件に該当するものをいう。

(3) 登録申請者

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請をしようとする者をいう。

(市に対する有料老人ホーム該当確認申請)

第3条 登録申請者は、サービス付き高齢者向け住宅登録申請に先立ち、その事業計画について、有料老人ホームに該当するか否か、市に

対してサービス付き高齢者向け住宅に係る有料老人ホーム該当確認申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出し、市に対して有料老人ホーム該当確認申請を行うものとする。

2 市は、登録申請者から提出された申請書の内容について、老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームの条件に該当するか否かを確認し、サービス付き高齢者向け住宅に係る有料老人ホーム該当確認通知書（第2号様式）を登録申請者に対して交付するものとする。

3 登録申請者が有料老人ホーム該当確認後において、申請内容を変更しようとする場合には、第1項の手続きを再度行うこととする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。